（金属製のものを除く。）ネームプレート及び標札（金属製のものを除く。）ハンガーボード　美容院用椅子　びょうぶ　風鈴　ベンチ　ペット用ベッド　帽子掛けかぎ（金属製のものを除く。）マネキン人形　木製又はプラスチック製の立て看板　郵便受け（金属製又は石製のものを除く。）　揺りかご　幼児用歩行器　洋服飾り型類　浴室用腰掛け　理髪用椅子	第二十一類
十　（略）	（略）
十一　あしいおにがや　経木　しだ　すげ　竹　竹皮　つる　とう　麦わら　木皮　わら	
十二～十五　（略）	
十　（略）	（略）
十一　あしいおにがや　経木　しだ　すげ　すさ　竹　竹皮　つる　とう　麦わら　木皮　わら	
十二～十五　（略）	

除く。）ネームプレート及び標札（金属製のものを除く。）ハンガーボード　美容院用椅子　びょうぶ　日よけ　風鈴　ベンチ　ペット用ベッド　帽子掛けかぎ（金属製のものを除く。）マネキン人形　木製又はプラスチック製の立て看板　郵便受け（金属製又は石製のものを除く。）　揺りかご　幼児用歩行器　洋服飾り型類　浴室用腰掛け　理髪用椅子	第二十一類
十　（略）	（略）
十一　あしいおにがや　経木　しだ　すげ　すさ　竹　竹皮　つる　とう　麦わら　木皮　わら	
十二～十五　（略）	
十　（略）	（略）
十一　あしいおにがや　経木　しだ　すげ　竹　竹皮　つる　とう　麦わら　木皮　わら	
十二～十五　（略）	

第二十三類～第二十八類	（略）
第二十二類	一～十三　（略） 十四　織物製屋外用日よけ　織物製屋外用ブラインド 十五　（略）
第二十九類	一～十五　（略） 十六　菓子（動物性食品又は野菜その他の食用園芸作物を主原料とするものに限る。） 甘栗　甘納豆　いり栗　いり豆　焼きりんご　ゆで小豆

第二十三類～第二十八類	（略）
第二十二類	一～十三　（略） 十四　織物製屋外用ブラインド 十五　（略）
第二十九類	一～十五　（略） 十六　菓子（肉、魚、果物、野菜、豆類又はナッツを主原料とするものに限る。） 甘栗　甘納豆　いり栗　いり豆　焼きりんご　ゆで小豆

第三十類	一～十一　（略） 十二　菓子（動物性食品又は野菜その他の食用園芸作物を主原料とするものを除く。） ㈠・㈡　（略） 十三～二十　（略）
第三十一類	一　（略） 二　漆の実　麦芽　未加工のコルク　未加工のホップ　やしの葉 三～十四　（略）
第三十二類～第四十三類	（略）
第四十四類	一～七　（略） 八　（削る） 八～十一　（略）
第四十五類	一～十四　（略） 十五　介護　施設における介護　訪問による介護

第三十類	一～十一　（略） 十二　菓子（肉、魚、果物、野菜、豆類又はナッツを主原料とするものを除く。） ㈠・㈡　（略） 十三～二十　（略）
第三十一類	一　（略） 二　漆の実　麦芽　ホップ　未加工のコルク　やしの葉 三～十四　（略）
第三十二類～第四十三類	（略）
第四十四類	一～七　（略） 八　介護　施設における介護　訪問による介護 九～十二　（略）
第四十五類	一～十四　（略） （新設）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和七年一月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行前にした商標登録出願及び防護標章登録出願に係る商品及び役務の区分については、なお従前の例による。

規　則

○公正取引委員会規則第五号

スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律（令和六年法律第五十八号）第二条第五項、第三条第二項、第四条第一項及び第四十八条並びに第四十二条において準用する私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第七十条の六及び第七十六条第一項の規定に基づき、スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律施行規則を次のように定める。

令和六年十二月十三日

公正取引委員会委員長　古谷　一之